

笠 松 競 馬 番 組 要 綱  
賞 金 等 支 給 基 準

令 和 3 年 度

岐 阜 県 地 方 競 馬 組 合

# 目 次

## 笠松競馬番組要綱

1. 馬の出走回数	1
2. 出走資格	1
3. 出走資格の喪失	1
4. 出走の制限	2
5. 転入馬	3
6. 馬検査及び競走の制限タイムに関する事	5
7. 愛知県からの転入馬	7
8. 再転入馬の取扱い	7
9. 愛知県所属馬の交流について	7
10. 番組編成について	8
11. 負担重量について	11
12. 出走投票について	12
13. 競走に関する事	12
14. 騎手について	13
15. 蹄鉄について	14
16. 馬装具について	14
17. きゅう舎装鞍について	14
18. 職務執行のための措置	14
19. その他	15
別紙1 使用を許可する競走馬の蹄鉄	16
別表 使用許可兼用蹄鉄一覧表	17
別紙2 競走に使用できる馬装具一覧(笠松競馬場)	19
別紙3 馬装具使用届	20
別紙4 令和3年度笠松競馬(東海S P)競走等年間実施計画表	21
〔様式1〕転入馬届出書	22
〔様式2〕口座振込依頼書	23

# 笠松競馬番組要綱

# 笠松競馬番組要綱

この要綱は、岐阜県地方競馬組合地方競馬実施条例施行規則（以下「規則」という。）第19条に基づき競馬開催の都度発表する「競馬番組」のその他競馬の開催に必要な事項を定めるものとする。

なお、岐阜県地方競馬組合（以下「岐阜県」という。）営の競馬に競走馬を出走させようとする者は、本要綱の各条項を確認し出走させなければならない。

## 1. 馬の出走回数

馬の出走は、1開催1出走とする。ただし、同一開催時において編成が2回ある場合は2走できる。

## 2. 出走資格

次の項目の条件を満たしていなければ出走することができない。

- (1) 地方競馬全国協会の馬登録（以下「地方登録」という。）を受けたサラブレッド系（以下「サラ系」という。）の満2歳以上の馬で本要綱の出走条件を満たしている馬。
- (2) 岐阜県が貸付けたきゅう舎及び愛知県競馬組合（以下「愛知県」という。）の弥富トレーニングセンターに在籍し、馬主と調教師間で預託契約が締結され、岐阜県地方競馬組合管理者（以下「管理者」という。）に届出を完了した馬。ただし、交流馬は別に定める。
- (3) 未出走馬は、4歳の12月末までに必要な届出（競走入きゅう届及び預託契約書の写し）を完了し、入きゅうした馬。
- (4) 外国産馬については、輸入前競走経験がない馬。

## 3. 出走資格の喪失

次の項目に該当した馬は、出走資格を失う。

- (1) 馬に起因する出走停止処分が通算3回となった馬。  
ただし、2歳時の処分を含む場合は、通算4回となった馬。
- (2) 発走調教に関する出走停止処分が通算2回となった馬。  
ただし、2歳時の処分を含む場合は通算3回となった馬。
- (3) 競走調教（能力支障を除く。）に関する出走停止処分が通算2回となった馬  
ただし、2歳時の処分を含む場合は、通算3回となった馬。
- (4) 疾病再発のおそれのある馬及び馬体に著しく醜状を呈する馬。
- (5) 片目失明した馬。ただし、競走に支障がない馬は除く。
- (6) 岐阜県及び愛知県（以下「東海地区」という。）で出走資格を失った馬は、以後の成績にかかわらず出走できない。

## 4. 出走の制限

次の項目に該当した馬は、その期間が競馬開催初日(同一開催時において編成が2回ある場合は、編成毎の初日)にかかる場合出走できない。

- (1) 地方競馬及び中央競馬の競走において、発走調教不十分若しくは競走調教不十分、健康に関する出走停止処分を受けた馬は、当該競走施行日の翌日から起算した出走停止期間。
- (2) 地方競馬及び中央競馬の競走において、発走調教再審査及び競走調教再審査となった馬は、当該競走施行日の翌日から起算して20日間。
- (3) 地方競馬及び中央競馬の競走において、内因性の鼻出血を発症した馬(外傷性のものは除く。)は、当該競走施行日の翌日から起算して20日間、初回の発症日から6ヶ月以内の発症馬は30日間、2回目以降の発症日から6ヶ月以内の発症馬は60日間、4回目以降についても同様に60日間。
- (4) 上記(1)については当該競走施行日の翌日から起算して20日間以上、(2)及び(3)については当該競走施行日の翌日から起算して10日間以上の調教期間において東海地区の馬体検査及び能力審査(以下「馬検査」という。)を受験し、合格しなければ出走できない。
- (5) 東海地区の競走においてタイムオーバーとなった馬は、当該競走施行日の翌日から起算して1回目は20日間若しくは、当該開催を除く東海地区の2開催。1年以内で2回目以降は、30日間若しくは、当該開催を除く東海地区の3開催。

東海地区以外の地方競馬及び中央競馬の競走(東海地区所属馬が特指競走でタイムオーバーとなった馬は除く。)において、タイムオーバーとなった馬は、当該競走施行日の翌日から起算して20日間。

- (6) 東海地区の競走において、馬体故障等で競走を中止した馬は、当該競走施行日の翌日から起算して20日間若しくは、当該開催を除く東海地区の2開催。

東海地区以外の地方競馬及び中央競馬の競走において、馬体故障等で競走を中止した馬は、当該競走施行日の翌日から20日間。

- (7) 岐阜県の競走に出走する馬は、競馬開催初日(同一開催時において、編成が2回ある場合は編成毎の初日)の11日前(以下「基準日」という。)までに管理変更(地方登録含む)及び入きゅう検査(休養馬等も含む)を受け、管理馬(貸付馬房及び臨時馬房)として認められなければならない。ただし、基準日が土、日、祝、閉庁日(入きゅう検査が行われない日)の場合は、その翌日まで認める。締め切り時刻は午後4時までとする。なお、基準日を含む当該競馬で出走を予定している笠松所属馬は、出走の翌日まで笠松所属調教師間の管理変更を認める。
- (8) 預託契約等が馬主と調教師間で文書により締結されており、その写しを主催者に提出しなければならない。(編成発表日の2日前締切。ただし2日前が土、日、祝、閉庁日の場合は、その翌日を締切とする。)その他、馬の管理等に関し定められた手続きがなされていない馬。
- (9) 地方競馬及び中央競馬の競走に出走した馬が、着順確定後に失格(規則第66条第1項)となり賞金等を返還しなければならない馬主が、管理者の指定する期日までにこれらを返還しないときは、その返還があるまでの間、当該馬主の所有する馬(当該馬主が持ち分を有する共有

馬を含む) は出走できない。

(10) 民事執行法の規定による差押えを受けている馬及び民事保全法の規定による仮差押えを受けている馬の出走は認めない。

#### 禁止薬物・規制薬物関係

- (1) 禁止薬物の投与を受けた馬で指示事項にて定められた期間が経過していない馬。
- (2) 薬物陽性馬のうちアナボリックステロイド (A S) が検出され出走停止処分を受けた馬については、出走の日から6ヶ月間競走に出走することができない。ただし自主検査により、陰性が確認されたときは、この限りではない。
- (3) 競技外検査で陽性となった馬は、検体採取日から6ヶ月間、競走に出走することができない。ただし、自主検査により、陰性が確認されたときは、この限りではない。
- (4) 規制薬物の影響下にある期間内は、競走に出走することができない。
- (5) 規制薬物が検出された馬は、治療状況等を調査し出走を制限する。

## 5. 転入馬

(1) 転入の条件 (愛知県を除く。)

地方競馬又は中央競馬から岐阜県へ転入する馬は、次の各項目の条件を満たし、あらかじめ転入馬届[様式1]と、中央競馬から転入する馬は、日本中央競馬会発行の競走成績証明書の写しを提出しなければならない。ただし、入きゅう後、欠格事項が判明した場合は、退きゅうしなければならない。

ア サラ系2歳以上で出走経験のある馬。

イ 地方競馬又は中央競馬の最終出走日後、岐阜県の検疫きゅう舎に入きゅうし、検疫等所定の検査を済ませていること。

ウ 疾病再発のおそれがなく視力が正常であり、人馬に危険を及ぼすおそれがないこと。

エ 出走停止処分 (調教不十分、健康支障等馬に起因するもの。) を受けていないこと。

ただし、調教不十分による出走停止処分後、5回出走した馬はこの限りではない。

オ 取得金額は次表により算出し、格付けは転入馬格付け表に基づき行う。

令和3年12月まで

	区 分	調 整 率		
		2、3、4歳	5、6歳	7歳以上
算 出 基 準	地方競馬 (北海道、兵庫、南関東を除く。) の競走	100%	90%	80%
	北海道、兵庫 (園田、姫路) の競走	80%	70%	60%
	地方競馬のG及びJ p n (I、II、III)、 J R A認定、南関東 (大井、川崎、船橋、 浦和) の競走	30%	25%	20%
	J R A主催の競走	20%	15%	10%

令和4年1月から

	区 分	調 整 率		
		2、3、4歳	5、6歳	7歳以上
算 出 基 準	地方競馬（北海道、兵庫、高知、南関東を除く。）の競走	100%	80%	60%
	北海道、兵庫（園田、姫路）、高知の競走	80%	60%	50%
	地方競馬のG及びJpn（I、II、III）、JRA認定、南関東（大井、川崎、船橋、浦和）の競走	40%	30%	25%
	JRA主催の競走	25%	20%	15%

(2) 転入馬（再転入馬を含む）の転入起算日は入きゅう日とする。ただし、入きゅうしてから一度も編成発表されていない馬で他場へ転出し、再度入きゅうした馬は、再度入きゅう日付で格付けする。

(3) 退きゅう馬の退きゅう起算日は退きゅう日とする。

(4) 12月に入きゅうした馬で年末開催までに編成発表されていない馬は、年明けの馬齢で格付けする。

(5) 格付けは次表に基づく。

転入馬格付け表(1) 地方競馬所属のみの出走経験がある転入馬

2 歳		
算出合計金額	階 級	番組賞金
330万円未満	2歳	算出合計金額
330万円以上	A級	一般を適用
3 歳（令和3年10月以降に転入した3歳馬は一般を適用）		
算出合計金額	階 級	番組賞金
300万円未満	3歳	算出合計金額
300万円以上	A級	一般を適用
3 歳（令和4年1月以降）		
算出合計金額	階 級	番組賞金
330万円未満	3歳	算出合計金額
330万円以上	A級	一般を適用
一 般		
算出合計金額	階 級	番組賞金
0万円～ 180万円未満	C級	算出合計金額
180万円～ 300万円未満	B級	算出合計金額
300万円～ 400万円未満	A級	300万円
400万円～ 500万円未満		350万円
500万円～ 600万円未満		400万円
600万円～ 800万円未満		500万円
800万円～ 1,000万円未満		600万円
1,000万円～ 1,500万円未満		700万円
1,500万円～ 2,000万円未満		900万円
2,000万円～ 3,000万円未満		1,200万円
3,000万円～ 4,000万円未満	1,600万円	
4,000万円以上	2,000万円	

転入馬格付け表(2) 中央競馬所属で出走経験がある転入馬

2 歳		
算出合計金額+20万円	階 級	番組賞金
330万円未満	2歳	算出合計金額+20万円
330万円以上	A級	一般を適用
3 歳 (令和3年10月以降に転入した3歳馬は一般を適用)		
算出合計金額+20万円	階 級	番組賞金
300万円未満	3歳	算出合計金額+20万円
300万円以上	A級	一般を適用
3 歳 (令和4年1月以降)		
算出合計金額+20万円	階 級	番組賞金
330万円未満	3歳	算出合計金額+20万円
330万円以上	A級	一般を適用
一 般		
算出合計金額+20万円	階 級	番組賞金
0万円～180万円未満	C級	算出合計金額+20万円
180万円～300万円未満	B級	算出合計金額+20万円
300万円～400万円未満	A級	300万円
400万円～500万円未満		350万円
500万円～600万円未満		400万円
600万円～800万円未満		500万円
800万円～1,000万円未満		600万円
1,000万円～1,500万円未満		700万円
1,500万円～2,000万円未満		900万円
2,000万円～3,000万円未満		1,200万円
3,000万円～4,000万円未満		1,600万円
4,000万円以上		2,000万円

## 6. 馬検査及び競走の制限タイムに関すること

東海地区の馬検査に合格しなければならない。

なお、転入前の最終出走において鼻出血、競走調教再審査及び発走調教再審査等の措置を受けていない馬は、馬検査を免除する。

(1) 馬体検査

能力審査時に実施する。

(2) 能力審査（発走調教審査及び競走調教審査）

ア 東海地区及び他地区の地方競馬、又は中央競馬の競走において本要綱4の(1)から(3)に該当する馬は、すべて能力審査を受けなければならない。

イ 未出走馬は、すべて競走調教審査を要する。

ウ 初めて出走する2歳・3歳馬は、東海地区で発走調教審査に合格しなければ、競走調教審査の受験資格を認めない。

エ 禁止薬物、規制薬物の影響下にある馬の能力審査は無効とする。



オ 能力審査の合格馬で理化学検査の結果、陽性となった馬は、合格を無効とする。

カ 馬検査は入きゅうし、地方登録及び管理変更が完了している馬のみ受けられる。

ただし、2歳馬に限り入きゅうが完了していれば馬検査の受験資格を認める。(馬名が未決定でも可能とする)

キ 発走調教審査に合格した2歳馬は4月以降に岐阜県が実施する競走調教審査から受験可能とする。

ク 競走調教審査は原則1,400mで実施する。

ケ 2・3歳馬(3歳馬は3月末まで)は出走距離を800m又は1,400mで選択できる。

コ 階級別(転入馬を含む。)の能力審査合格タイムは次表とする。また、競走の制限タイムも次表とする。

能力審査及び競走の制限タイム

サラブレッド系					
階級	距離(m)	制限タイム	階級	距離(m)	制限タイム
2歳	800	56.0	B級	1,400	1.36.5
	1,400	1.39.5		1,600	1.51.0
	1,600	1.54.0		1,800	2.06.5
3歳	800	56.0		1,900	2.14.5
	1,400	1.38.5		2,500	2.56.5
	1,600	1.53.0		A級	1,400
	1,800	2.08.5	1,600		1.50.0
1,900	2.16.5	1,800	2.05.5		
C級	800	55.0	1,900		2.13.5
	1,400	1.37.5	2,500	2.55.5	
	1,600	1.52.0			
	1,800	2.07.5			
	1,900	2.15.5			

※ 制限タイムオーバーの取扱いについて

制限タイムを超え、かつ当該競走の5着馬のタイム(5頭立の場合4着馬)より4秒(2歳格・3歳格は5秒)を超えた馬はタイムオーバーとする

ただし、C級競走において1,600m、1,800m、1,900mは制限タイムを超え、かつ当該競走の5着馬のタイムより6秒を超えた馬はタイムオーバーとする

※ SP、P、JRA認定、指定交流、地区交流、2歳の新馬戦、騎手招待、騎手選抜競走、特別・特選競走及び岐阜県が別に定める競走は、タイムオーバーとしない

## 7. 愛知県からの転入馬

愛知県から岐阜県へ転入しようとする馬は、次の各項目の条件を満たし、あらかじめ転入馬届[様式1]を提出しなければならない。ただし、入きゅう後、欠格事項が判明した場合は、退きゅうしなければならない。

ア サラ系2歳以上で出走経験のある馬。

イ 検疫きゅう舎に入きゅうし、検疫等所定の検査を済ませていること。

ウ 疾病再発のおそれがなく視力が正常であり、人馬に危害を及ぼすおそれがないこと。

エ 出走停止処分（調教不十分、健康支障等、馬に起因するもの。）を受けていないこと。ただし、調教不十分による出走停止処分後、5回出走した馬（初出走が東海地区の馬を除く。）はこの限りではない。

オ 格付けは、原則として愛知県在きゅう時の格及び番組賞金をもって行う。

## 8. 再転入馬の取扱い

東海地区在籍馬が地方競馬又は中央競馬に転出し、退きゅう日から起算して1年以上を経過した後、再び岐阜県に転入する場合は転入馬扱いとし、転入条件に基づき格付けを行う。また、東海地区所属馬として退きゅう日から起算して1年未満に再び岐阜県に転入する場合は東海地区在籍馬扱いとし、その間に他競馬場で収得した賞金を、転入馬の収得賞金の算出基準（本要綱5の(1)のオ）により算出した金額を転出前の東海地区番組賞金に加算及び番組賞金調整（本要綱10の(7)）後、格付けを行う。

## 9. 愛知県所属馬の交流について

(1) 本要綱4（出走の制限）に該当する馬は出走できない。

(2) 1競走につき1頭を優先出走馬とする。

ただし、S P競走及び岐阜県が指定する競走はこの限りではない。

(3) 格付けは、原則として愛知県の格及び番組賞金をもって行う。

(4) 未出走馬でも出走が可能とする。ただし、2歳新馬戦及びJ R A認定競走には出走できない。（岐阜県が別に定める開催を除く）

(5) 愛知県所属の同一きゅう舎から、1開催に出走申込が可能な頭数は48頭以内とする。

## 10. 番組編成について

### (1) 賞金額による番組編成

ア 出走申込馬の取得した賞金（1着から5着まで）に基づき番組賞金を定め、番組賞金額の順に出走馬を編成する。

※申込頭数が7頭以下の場合は番組編成しない。ただし、申込状況によってはこの限りではない。

イ 前走勝馬（他地区所属時は除く。）は最上位（特別・特選）組から番組賞金順に編成する。2歳、3歳の階級はこの限りではない。

ウ 前走勝馬で階級が昇格した馬は、昇格した階級の2番目（特選）に編成する。

エ 編成時の編成頭数により階級混合競走を設ける場合がある。

この場合は、上位の階級の賞金とする。

オ オープン競走は原則出走希望申込を必要とする。2、3歳の階級はこの限りではない。

カ 岐阜県が指定する競走については、ア、イ及びウによらず、競走成績を参考とし、選出により編成する。

キ 成績確定後の失格により着順が変更になった馬についての着順・賞金等の成績は訂正するが、番組編成にかかわる格付け及び番組賞金については当該競走の変更前の着順をもって行う。ただし、失格が判明した後の番組編成より訂正した着順をもって番組編成を行う。

ク 愛知県所属馬においても同様に編成する。

### (2) 番組賞金の算定（東海地区統一）

次表に定めるところにより加算された合計額を番組賞金とする。

	区 分	率
東 海 地 区	普通、特選、特別及び古馬P競走で取得した賞金	100%
	J p n I 競走で取得した賞金	20%
	J p n II 及び J p n III 競走で取得した賞金	30%
	古馬S P 競走及び新馬戦で取得した賞金	60%
	2歳、3歳S P 及びP 競走で取得した賞金	50%
	J R A 認定競走で取得した賞金	40%
他 地 区	J p n I (G I) 競走で取得した賞金	20%
	J p n II 及び J p n III 競走で取得した賞金	30%
	上記以外の交流競走で取得した賞金	50%
中 央	J p n I (G I) 競走で取得した賞金	20%
	上記以外の交流競走で取得した賞金	30%

(3) 格付け

格付けは次表とする。

階級別の番組賞金（東海地区統一）

階 級	番組賞金
2 歳	330万円未満
3 歳	300万円未満（令和4年1月から330万円未満）
	10月以降一般階級適用
C 級	180万円未満
B 級	180万円～300万円未満
A 級	300万円以上

(4) 昇級基準・重量加増及び番組賞金の調整並びに2歳・3歳・4歳以上の一般編成昇級基準及び重量加増基準は次表とする。

級別	昇 級 基 準 額
A級	3,000万円以上
	2,000万円以上 3,000万円未満
	1,600万円以上 2,000万円未満
	1,200万円以上 1,600万円未満
	900万円以上 1,200万円未満
	700万円以上 900万円未満
	500万円以上 700万円未満
	300万円以上 500万円未満
B級	180万円以上 300万円未満
C級	90万円以上 180万円未満
	90万円未満
3歳	300万円未満（令和3年9月まで）
	10月以降一般階級適用
	330万円未満（令和4年1月から）
2歳	330万円未満

※各階級において、上記に掲げる金額を取得した馬は、昇級又は負担重量を加算する。ただし、1,000円未満を生じたときは繰り上げとする。

(5) 2歳、3歳の一般階級への編入は次表とする。

初出走が東海地区の馬（初出走以降一度も他地区への転出を行っていない馬）

サラ系	生産年	番組賞金	控除額	編入先
3歳	2018年	9月までに 300万円以上	140万円	C級以上
		9月までに 300万円未満の 馬は10月以降	140万円	C級以上
2歳	2019年	330万円以上	150万円	B級以上

転入馬 (1) 地方競馬所属のみ出走経験がある転入馬

サラ系	生産年	番組賞金	控除額	編入先
3歳	2018年	9月までに 300万円以上	60万円	B級以上
		9月までに 300万円未満の 馬は10月以降	60万円	C級以上
2歳	2019年	330万円以上	60万円	B級以上

転入馬 (2) 中央競馬所属で出走経験のある転入馬

サラ系	生産年	番組賞金	控除額	編入先
3歳	2018年	9月までに 300万円以上	20万円	B級以上
		9月までに 300万円未満の 馬は10月以降	20万円	C級以上
2歳	2019年	330万円以上	20万円	A級

※東海地区在籍馬が地方競馬又は中央競馬に転出し、1年未満に再び東海地区に転入した馬及び、9月末までに検疫等所定の検査、各種書類の提出を済ませ入きゅうした馬については一般格付時に該当する項目の控除を行う

(6) 東海地区の3歳格競走は9月末までとする。

10月以降、一般階級に編入する馬で控除金額以下の馬については、番組賞金0円として編入する。（控除対象馬は9月末までに検疫等所定の検査を済ませ入きゅうした馬とする。）

(7) 番組賞金の調整

ア 番組賞金の調整は、東海地区の所属馬として競走に出走したA、B、C級の馬に対して行う。（最終出走時の階級が2歳格又は3歳格の馬は調整の対象としない）

イ 番組賞金の調整は、年4回（6月、9月、12月、3月）月末開催終了後行う。

ウ 番組賞金の調整額は、25%とする。

(ア) 調整期間内に得た番組賞金（東海地区及び他地区）が調整額以内の馬は、その差額（調整額－取得番組賞金）を控除する。

- (イ) 調整期間内に得た番組賞金（東海地区及び他地区）が調整額を超えた馬は、調整しない。
- (ウ) 調整期間内の勝馬（東海地区及び他地区）は調整しない。
- (エ) 調整期間内に2歳格、3歳格で得た番組賞金及び勝利については反映させない。
- (8) 当該競馬の編成は、原則として出走申込時の当開催（東海地区）終了日の格付け及び番組賞金をもって行う。※ただし、岐阜県が同一開催時において編成が2回ある開催の2回目の番組編成及び名古屋の連続開催において追加申込を受ける場合は、1回目競馬終了時の格付け及び番組賞金を適用する。
- (9) S P 競走及び岐阜県が指定する競走について
  - ア 出走条件等については、別冊「笠松競馬 東海 S P ・特別競走番組」並びに、各競走の実施要領及び実施細目にて発表する。
  - イ S P 競走は希望申込があった馬から選定し、出走希望申込頭数が編成頭数に満たない場合は番組賞金順で選定する。
  - ウ 同競走については補欠馬を選定することがある。補欠馬は番組賞金に関係なく同競走の下位の競走に編成されることがある。
- (10) 番組編成は原則競馬開催初日（同一開催時において編成が2回ある場合は、編成毎の初日）の5日前に発表する。
- (11) 出走頭数の都合及び公正確保上必要と認めた場合は、一部又は全階級について岐阜県所属馬のみに出走申込を制限する場合がある。

## 11. 負担重量について

### (1) 定義

ア 定量とは馬の年齢及び性により定めるものをいう。

イ 別定重量とは馬の年齢、性、階級、賞金額、その他競馬番組等に定める事項に基づき算出するものをいう。

### (2) 定量に区分される競走

ア 定量（一般競走）

2歳	牡・セン 55 kg、牝 1 kg減
3歳以上	牡・セン 56 kg、牝 2 kg減
2歳一般編入馬	牡・セン 55 kg、牝 2 kg減

イ 馬齢（J R A交流1勝クラス・3歳未勝利戦）

3歳	牡・セン 56 kg、牝 2 kg減
4歳以上	牡・セン 57 kg、牝 2 kg減

(3) その他の負担重量

ア 階級が異なる混合競走は、上位の階級が1kg加増。3階級以上の混合競走においては、中位の階級を定量とし、上位の階級を1kg加増。下位の階級を1kg減ずる。

加増後の負担重量の上限は牡（セン含む）58kg、牝56kg。下限は牡（セン含む）55kg、牝53kgとする。

2歳馬に限りA級に昇級した馬の負担重量は、53kgとする。（牝馬は1kg減）

イ 特定の競走については、別定重量（別冊「笠松競馬 東海SP・特別競走番組」にて定める事項に基づき算出する）とする。

ウ 別定重量に区分される競走（SP競走等）はその都度、要綱・細目にて発表する。またSP競走以外の階級混合競走については、その都度の番組発表時において行う。

エ JRA認定競走の勝馬が、同競走に出走する場合の負担重量は1kg加増。

※JRA認定競走を2勝以上の馬も1kg加増とする

オ JRA所属で出走経験のある馬はJRA認定競走には出走できない。

## 12. 出走投票について

(1) 出走投票時間は指示のない限り、非開催日は午前9時00分から9時30分、開催日は午前10時00分から10時30分までの間とし、調騎会館3階において行う。

## 13. 競走に関すること

(1) 出走頭数

競走の出走頭数は、10頭以内とする。ただし、1,400m、1,900m、2,500mのSP競走及び岐阜県が指定した競走（開催ごとの競馬番組で発表）は、12頭以内とする。なお、出走投票の結果、頭数の均等化、合併及び編成替えを行っても出走可能頭数を超えた場合、原則として次表により出走制限馬を決定する。出走制限馬の決定方法は抽選とする。

抽選休場馬の順位	区分
1	名古屋所属馬で優先出走馬（1頭）以外の馬
2	笠松所属馬で抽選休場の対象となる階級の馬全頭（笠松デビュー馬・年度内抽選休場馬除く）
3	笠松所属馬でデビュー馬及び年度内抽選休場馬

(2) 同一階級競走の取扱い

同一日に2競走以上実施する場合は、出走投票の結果により次のように取り扱う。

ア 合併（1日に同一階級競走が2競走以上の場合）

一方が4頭以下で、かつ他の一方と合わせて5頭以上9頭以下の場合は、1競走にする。

イ 編成替え（1日に同一階級競走が2競走以上の場合）

一方が抽選休み等によって頭数制限を受けた場合は、他の一方に10頭若しくは12頭を超えない範囲の頭数まで編成替えをし、その他は抽選休場とする。

(3) 投票に係る出走拒否

出走投票日から当該競走日までの間に他の競走に出走する馬は、笠松競馬開催の出走投票を行ってはならない。また、出走投票を行った馬は、出走投票日から当該競走日までの間に他の競馬場で出走してはならない。

(4) 競走の変更又は中止

ア 不成立及び競走の取り止め

出走投票の結果、出走馬が4頭以下（1日に同一階級競走が1競走）の場合は不成立とし、成立後、勝馬投票券発売前の出走取消、競走除外等により出走馬が2頭以下となった場合には競走を取り止める。

イ 競走番号の変更

出走投票の結果、出走馬が7頭以下であったときは競走順を変更することがある。

ウ 競走の中止

災害、その他の事故のため競走若しくは競馬を取り止め、又は延期した場合において、このために要した経費については主催者は原則としてこれを負担しない。

(5) その他

2歳新馬戦は9月末までとする。

## 14. 騎手について

(1) 競走で騎乗するときは、保護ベストを着用すること。（保護ベストの重量を1kgとする）

(2) 同一騎手の1日の連続騎乗回数は、6回以内とする。

ただし、開催執務委員長又は番組編成委員がやむを得ないと認めたとき、及び出走投票の結果、競走の順序を変更した場合は、この限りではない。

(3) 減量騎手の取扱い

一般競走（Jpn競走、SP、JRA認定競走、騎手交流競走及び岐阜県が別に定める競走を除く。）に騎乗する場合の負担重量は、次表とする。

地方通算勝利度数による減量	騎手免許取得後5年未満の騎手			騎手免許取得後5年以上又は101勝以上の騎手
	30勝以下	31勝以上 50勝以下	51勝以上 100勝以下	
男性騎手	▲3kg減量	△2kg減量	☆1kg減量	減量なし
女性騎手	★4kg減量		▲3kg減量	◇2kg減量

(★)、(▲)、(△)、(◇)、(☆)は、それぞれの減量表示記号

(4) 女性騎手は、免許取得後101勝以上の場合、及び5年以上経過しても2kg(◇)減量する。

(5) 減量の変更はその条件に達した日が属する開催の直近の東海地区次開催から行う。

※ 既に出走馬(騎乗)が、確定済の競走に属する開催は除くものとする。

(6) 新人騎手の減量解除について

ア 初騎乗後、2年を経過した騎手は、減量を解除することができる。

イ 減量解除の申請を行う騎手は、当該競馬の騎乗申込日までに申請書を管理者に提出しなければならない。

ウ 減量解除後は、減量の再適用は認めない。



(7) 他地区地方競馬所属騎手の取扱いについて（詳細については別途要綱で定める。）

ア 全てのSP競走、JRA認定競走に騎乗できる。

イ 期間限定騎手の受入れについて

- (ア) 年数による減量騎手及び制裁の多い騎手以外の騎手。ただし、開催執務委員長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。
- (イ) 同時期における受入れ人数は、若干名とする。
- (ウ) 受け入れ期間は原則として3ヶ月以内とするが、本人の希望により最大1年間を限度として認めることがある。
- (エ) 期間中は、岐阜県所属の調教師に所属することとする。
- (オ) 当該騎手が所属する主催者の規定に基づく減量騎手が(3)の競走に騎乗する場合は、騎手が所属する主催者の規定の減量を適用する。

## 15. 蹄鉄について

- (1) 蹄鉄は、馬場管理委員が許可したもの（別紙1「使用を許可する競走馬の蹄鉄」）とし、跣蹄（はだし）の出走は認めない。ただし、装鞍所引付けから発走時刻までの間に落鉄し、装蹄不能（蹄鉄の再装着が不可能）の場合は、跣蹄での出走を認める場合がある。
- (2) 釘頭が蹄負面から突出したもの、及び競走能力に著しく影響を及ぼすと認められるものについては、使用を認めない。
- (3) 連尾鉄、半鉄等の加工変形したもの、及び蹄底と蹄鉄の間に緩衝材等を挿入したものについては、出走前日までに馬場管理委員に届け出て許可を受けたものを使用すること。
- (4) 他地区所属馬に関して当該馬の主催者において許可されている蹄鉄については、事前に所属主催者より馬場管理委員へ連絡を行い許可を得た場合は使用を認める。

## 16. 馬装具について

- (1) 競走に使用できる馬装具一覧は別紙2「競走に使用できる馬装具一覧」のとおりとする。
- (2) 上記馬装具一覧表に掲載していない馬装具の使用にあたっては、あらかじめ別紙3「馬装具使用届」を提出し、馬場管理委員の使用許可を受けること。

## 17. きゅう舎装鞍について

きゅう舎装鞍は認めない。

## 18. 職務執行のための措置

開催執務委員長は職務執行のため必要があると認めた場合は必要な措置をすることがある。

## 19. その他

- (1) 年度途中においても番組要綱を変更することがある。
- (2) そのほか定めのないものの取扱いは、その都度、岐阜県が決定する。

附則 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附則 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附則 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附則 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附則 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附則 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附則 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附則 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附則 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附則 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附則 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

※ただし、「10. 馬検査及び能力審査に関すること、11. 競走に関すること」は  
平成 28 年 4 月 13 日から適用する。

附則 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附則 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附則 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附則 この要綱は、令和 1 年 11 月 1 日から適用する。

附則 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附則 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

## 使用を許可する競走馬の蹄鉄

笠松競馬場 馬場管理委員

### 使用許可競走蹄鉄一覧

- 1 尋常蹄鉄
- 2 ニューム蹄鉄、スチールヘッド、スチールヘッドエッジ、スチールライン、スチールラインエッジ
- 3 ハイベスト蹄鉄、クッションソール蹄鉄
- 4 大井鉄
- 5 兼用蹄鉄（埋め込み鋼片の突出は2mmまでとする）  
装着時のでき上がり厚さ9mm以下、最大部分の幅22mm以下、重さ125g以下のものを原則とする。別表使用許可兼用蹄鉄一覧表（笠松競馬場）による。
- 6 その他  
肢蹄保護のための特殊蹄鉄（馬場管理委員の許可を受けたもの）  
当該馬の主催者において、許可されているものについては事前に主催者からの連絡に基づき使用できるものとする。

## 使用許可兼用蹄鉄一覧表(笠松競馬場)(埋め込み鉄片の突出は2mmまでとする)

番号	品名	略号	許可年月日	製造元	製造国
1	兼用T	RS	H5. 4. 1	タイワ製	日本
2	兼用T鋼片無	NRS	H5. 4. 1	タイワ製	日本
3	兼用T厚尾(後肢用)	RSK	H5. 4. 1	タイワ製	日本
4	兼用Tフランス型	EU	H5. 4. 1	タイワ製	日本
5	兼用Tラバー付	RSC	H5. 4. 1	タイワ製	日本
6	兼用Tラバー付鋼片無	NRSC	H5. 4. 1	タイワ製	日本
7	兼用Tトゥシューズ	TRS	H5. 4. 1	タイワ製	日本
8	兼用Tアウターリム	ORS	H5. 4. 1	タイワ製	日本
9	兼用Tトゥアウター	TORS	H5. 4. 1	タイワ製	日本
10	兼用蹄鉄SRS(全溝)	SRS	H5. 4. 1	タイワ製	日本
11	兼用O	SO	H5. 4. 1	尾形製	日本
12	兼用O鋼片無	NSO	H5. 4. 1	尾形製	日本
13	兼用O全鋼片	NZO	H5. 4. 1	尾形製	日本
14	兼用O鋼片無(改良型)		H5. 4. 1	尾形製	日本
15	兼用O内縁全鋼片	IZO	H5. 4. 1	尾形製	日本
16	兼用O側鉄唇付	3ZO	H5. 4. 1	尾形製	日本
17	兼用Oトゥシューズ	TSO	H5. 4. 1	尾形製	日本
18	トリプルクラウン	—	H5. 4. 1	トリニティ	アメリカ
19	クインズプレート	—	H5. 4. 1	サラブレッド	アメリカ
20	クインズプレート鉄唇付	—	H5. 4. 1	サラブレッド	アメリカ
21	クインズプレート鉄唇付鋼片無	—	H5. 4. 1	サラブレッド	アメリカ
22	クインズプレートラバー付	—	H5. 4. 1	サラブレッド	アメリカ
23	クインズプレートラバー付鋼片無	—	H5. 4. 1	サラブレッド	アメリカ
24	ビクトリー・AC	—	H5. 4. 1	ビクトリー	アメリカ
25	ビクトリー・EC	—	H5. 4. 1	ビクトリー	アメリカ
26	フランス製ニウム蹄鉄	—	H5. 4. 1	エタブル	フランス
27	兼用T全溝	VRS	H5. 4. 1	タイワ製	日本
28	兼用T厚尾鋼片無(後肢用)	NRSK	H5. 4. 1	タイワ製	日本
29	兼用TAニウム鋼片無	FHA	H5. 4. 1	高月製	日本
30	トップエッジー18		H6. 7. 1	今井製	日本
31	トップエッジー19		H6. 7. 1	今井製	日本
32	トップエッジーP		H6. 7. 1	今井製	日本

33	トップエッジーEL		H7. 1. 1	今井製	日本
34	クッションソール蹄鉄	CS	H7. 1. 1	タイワ製	日本
35	レーシングハイベストA		H8. 4. 1	田代製	日本
36	レーシングハイベストB		H8. 4. 1	田代製	日本
37	レーシングハイベストC		H8. 4. 1	田代製	日本
38	兼用TEU	TEU	H9. 4. 1	タイワ製	日本
39	兼用TAニウム鋼片有	TAS	H11. 10. 1	高月製	日本
40	兼用URS	URS	H12. 7. 1	タイワ製	日本
41	兼用TEUトウシューズ	TEU	H17. 7. 1	タイワ製	日本
42	兼用RSV	RSV	H17. 7. 1	タイワ製	日本
43	兼用RSZ	RSZ	H17. 7. 1	タイワ製	日本
44	ビクトリー・ECラバー付	ECC	H21. 4. 1	ビクトリー	アメリカ
45	兼用T・EU鋼片無	NEU	H21. 4. 1	タイワ製	日本
46	兼用T全溝	ARS	H21. 4. 1	タイワ製	日本
47	兼用Tワイド	RSW	H21. 4. 1	タイワ製	日本
48	兼用Tワイド鋼片無	NRSW	H21. 4. 1	タイワ製	日本
49	兼用Tワイドラバー付	RSWC	H21. 4. 1	タイワ製	日本
50	兼用Tワイドラバー付鋼片無	NRSWC	H21. 4. 1	タイワ製	日本
51	兼用T・EUラバー付	EUC	H21. 4. 1	タイワ製	日本
52	兼用Oホップスター	HSO	H21. 4. 1	尾形製	日本
53	兼用O厚尾	KO	H21. 4. 1	尾形製	日本
54	兼用O全鋼片	ZO	H21. 4. 1	尾形製	日本
55	兼用O全鋼片(溝)	HO	H21. 4. 1	尾形製	日本
56	兼用OS・ファイルドウエーブ	PWO	H21. 4. 1	尾形製	日本
57	兼用OS	PZO	H21. 4. 1	尾形製	日本
58	兼用OS・PZO側鉄唇付	PZ3	H21. 4. 1	尾形製	日本
59	兼用OS	PSO	H21. 4. 1	尾形製	日本
60	兼用OS・PWOラバー付	PWC	H21. 4. 1	尾形製	日本
61	兼用OS	WSO	H21. 4. 1	尾形製	日本
62	兼用TAニウム鋼片無	TAA	H21. 4. 1	高月製	日本
63	キングスプレート		H24. 8. 1	今井製	日本
64	FZO兼用蹄鉄	FZO	H30. 4. 1	エフ・エム・オー	日本
65	3FZO兼用蹄鉄	3FZO	R1. 11. 1	エフ・エム・オー	日本

## 競走に使用できる馬装具一覧（笠松競馬場）

	使用を認めるもの	使用を禁止するもの
1 鞍とその付属品		
鞍	競走鞍	
腹帯、鎧革、鎧	特に規定無し	
鞍下ゼッケン	〃	
鞍どめと胸がい	〃	
2 頭絡とその付属品		
頭 絡	水勒頭絡	
鼻 革	フランス、ドイツ、クロス、コンビ 鼻革	
手 綱	特に規定なし（競走用、ティーディ マン）	
その他	覆面（面子）※1 シャドーロール チークピーシーズ	鼻しばり※2
3 は み	水勒はみ	大勒はみ、ペラムはみ
はみ身の形状	通常の中折れはみ 棒はみ、板はみ	ねじりはみ
はみ身の材質	通常のも、金属、ゴム	
はみ環の形状	通常の輪状 Dはみ、エッグはみ、枝はみ	ハックモアー
その他	リングはみ はみ吊り、舌しばり、頬あて	ノートンはみ ハートはみ※2 リップチェーン※2
4 特殊馬装具		
マルタンガール	アイリッシュマルタンガール ランニングマルタンガール	スタンディングマルタンガール※2 折り返し手綱※2
遮眼革（ブリンカー）	遮眼革の大きさは、全視野の概ね 1/2 までとする ホライズネット	透明半頭面※3 アイシールド※3

※1 必ず頭絡の下につけること

※2 準備運動中までは使用可能

※3 片側のみ使用可

上記以外のものの使用にあたっては、あらかじめ馬装具使用届を提出し、馬場管理委員の許可を受けること。

- 使用禁止基準
- (1) 当該馬に著しく苦痛を与えるもの。
  - (2) 競走のための運動を著しく阻害するもの。
  - (3) 制御力が強く、公正を害するもの。
  - (4) 他馬等に危険を及ぼすと思われるもの。

年 月 日

岐阜県地方競馬組合 管理者 様

調教師

⑩

## 馬装具使用届

令和\_\_\_\_\_年度第\_\_\_\_\_回笠松競馬より、私の管理する\_\_\_\_\_号  
 について以下の馬装具を使用しますので届け出ます。

馬装具の種類・名称	
-----------	--

馬場管理委員記入欄

1. 通常使用を認めるものに該当。
2. 許可もしくは届出により使用を認めるものに該当。 <許可条件> 1. 特になし 2. 能力審査試走 ( 年 月 日合格) 3. その他 ( )
3. 使用を禁止するものに該当。 <理由> 1. 許可基準に該当 2. その他 ( )

認定年月日

年 月 日

馬場管理委員

⑩

## 令和3年度笠松競馬（東海SP）競走等年間実施計画表

賞金支給160方式（100・30・15・10・5）（単位：千円）

番号	競走名	格付	施行年月日	距離(m)	1着賞金	出走資格			負担重量
						種別	年齢・性	条件	
1	中京スポーツ杯 第47回 新緑賞	SP II	3.4.15	1,600	2,500	サラ	3歳	東海地区交流競走 第4回ぎふ清流カップトライアル競走	別定
2	第30回 オグリキャップ記念	SP I	3.4.29	2,500	12,000	サラ	4歳以上	地方全国交流競走	別定
3	道新スポーツ賞 第3回 飛山濃水杯	SP III	3.5.27	1,400	3,000	サラ	4歳以上	北陸・東海・近畿交流競走 JRAスプリングステークスステップ競走ブロック代表馬選定競走	別定
4	日刊スポーツ杯 第4回 ぎふ清流カップ	SP I	3.6.10	1,400	5,000	サラ	3歳	北陸・東海・近畿交流競走	別定
5	日刊スポーツ杯 第45回 クイーンカップ	SP III	3.6.24	1,600	2,500	サラ	3歳・牝馬	北陸・東海・近畿交流競走 JRA秋華賞ステップ競走ブロック代表馬選定競走	別定
6	スポーツニッポン杯 第43回 サマーカップ	SP II	3.7.15	1,400	4,000	サラ	3歳以上	北陸・東海・近畿交流競走 第50回くろゆり賞トライアル競走	別定
7	中日新聞杯 第50回 くろゆり賞	SP I	3.8.11	1,600	5,000	サラ	3歳以上	地方全国交流競走	別定
8	中日スポーツ杯 第45回 岐阜金賞	SP I	3.8.26	1,900	5,000	サラ	3歳	東海地区交流競走	別定
9	スポーツニッポン杯 第48回 オータムカップ	SP II	3.10.7	1,900	4,000	サラ	3歳以上	北陸・東海・近畿交流競走 東海菊花賞トライアル競走	別定
10	中京スポーツ杯 第46回 秋風ジュニア	P	3.10.8	1,400	2,500	サラ	2歳	笠松所属馬限定	別定
11	スポーツニッポン杯 第8回 ラブミーチャン記念	SP I	3.10.28	1,600	5,000	サラ	2歳・牝馬	地方全国交流競走	別定
12	日刊スポーツ杯 第49回 ジュニアクラウン	P	3.11.11	1,400	2,500	サラ	2歳	笠松所属馬限定	別定
13	第17回 笠松グランプリ	SP I	3.11.24	1,400	10,000	サラ	3歳以上	地方全国交流競走	別定
14	岐阜県知事杯 第8回 ジュニアキング	P	3.12.16	1,600	2,500	サラ	2歳	笠松所属馬限定	別定
15	中日スポーツ杯 第25回 ライデンリーダー記念	SP I	3.12.30	1,400	5,000	サラ	2歳	北陸・東海地区交流競走	別定
16	第50回 東海ゴールドカップ	SP I	3.12.31	1,900	7,000	サラ	3歳以上	東海地区交流競走	別定
17	中京スポーツ杯 第27回 白銀争覇	SP III	4.1.13	1,400	3,000	サラ	4歳以上	北陸・東海・近畿交流競走	別定
18	スポーツ報知杯 第46回 ゴールドジュニア	SP III	4.1.27	1,600	2,500	サラ	3歳・牡・牝	北陸・東海・近畿交流競走 (セン馬は出走資格なし)	別定
19	デイリースポーツ杯 第39回 ウインター争覇	SP III	4.2.10	1,800	2,500	サラ	4歳以上	東海地区交流競走	別定
20	サンケイスポーツ杯 第43回 マーチカップ	SP III	4.3.17	1,900	3,000	サラ	4歳以上	東海地区交流競走 第31回オグリキャップ記念トライアル競走	別定

○出走条件等は四半期毎に発行の笠松競馬（東海SP）特別競走番組で決定します。

※ 網掛けの競走は、競馬開催自粛により実施を取り止めた競走





[様式2]

# 口座振込依頼書

年 月 日

岐阜県地方競馬組合 管理者 様

郵便番号 〒 \_\_\_\_\_

馬主住所 \_\_\_\_\_

登録番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (実印)

電話番号 \_\_\_\_\_

岐阜県地方競馬組合から支給される賞金、及び諸手当については、下記銀行口座へお振り込みください。

フリガナ								
口座名義								
(コード番号)	( )							( )
金融機関名							本・支店	
口座番号	普通							
	当座							

《口座は預託契約書に記載した馬主名義と同じ名義の口座をご使用ください》

# 賞 金 等 支 給 基 準

# 目 次

## 賞金等支給基準

1. 馬主に関するもの	24
2. 調教師及び調教師補佐に関するもの	25
3. 騎手に関するもの	26
4. きゅう務員に関するもの	26
5. その他	27
別表（1）令和3年度笠松競馬 賞金基準表	28
別表（2）令和3年度笠松競馬（東海S P）競走等賞金基準表	29
別表（3）令和3年度賞金・諸手当支給要領	30
令和3年度 東海地区競馬開催日程	31

# 賞金等支給基準

岐阜県地方競馬組合（以下「岐阜県」という。）が主催する競馬に出走した競走馬の馬主等に支給する賞金等の支給基準について、次のとおり定める。

## 1. 馬主に関するもの

### (1) 賞金

賞金は、別表（1）、及び別表（2）に定めた金額を支給する。

### (2) 出走手当

出走馬1頭につき、次の区分により支給する。

なお、開催執務委員長が適当でないと認めた場合は、支給しない。

岐阜県所属馬（競走中止含む）

階 級	金 額
A 級	81,000円
B 級	75,000円
C 級	69,000円
2歳・3歳	82,000円

愛知県所属馬（競走中止含む）

階 級	金 額
A 級	52,000円
B 級	46,000円
C 級	42,000円
2歳・3歳	49,000円

なお、岐阜県所属の新馬（2019年産）が出走した場合は下表により支給する。

出走履歴区分	初出走の馬			
開催区分	～6月開催	～8月開催	～9月開催	～12月開催
出走手当	200,000円	150,000円	120,000円	100,000円

出走履歴区分	2走目以降の馬
開催区分	12月開催まで
出走手当	100,000円

※笠松デビュー馬が岐阜県以外に転出し、再び岐阜県所属馬となった場合は82,000円とする

### (3) 着外手当

岐阜県所属馬は、2,000円を支給する。

(4) きゅう舎手当

岐阜県所属馬は出走馬 1 頭につき、4,000 円を支給する。(ゲートを出ない限り支給しない)

(5) 抽選休場手当

出走を制限された馬については、下表により抽選休場手当を支給する。(重賞競走を除き、愛知県所属馬は支給しない。)

階 級	出走制限の理由		
	最大出走頭数 超過時	出走投票の結果 競走取止め時(※)	出走馬確定後 競走取止め時 (天変地異等)
A 級	81,000 円	15,000 円	40,500 円
B 級	75,000 円	15,000 円	37,500 円
C 級	69,000 円	15,000 円	34,500 円
2・3 歳	82,000 円	15,000 円	41,000 円
重賞 競走	岐阜県所属馬	—	81,000 円
	愛知県所属馬	—	52,000 円
	他地区所属馬	—	特別出走奨励金の額
新馬戦	41,000 円	41,000 円	特別出走奨励金の 1/2 額

(6) 強化育成奨励金

1,800m以上の距離の競走に出走した岐阜県所属馬の馬主には 10,000 円を強化育成奨励金として支給する。

(7) 共有馬の取扱い

共有馬に係る賞金等は、共有代表馬主に交付する。

(8) その他

上記のほか詳細については、別表(3)に定める賞金・諸手当支給要領による。

## 2. 調教師及び調教師補佐に関するもの

(1) 調教師賞金

調教師の管理する馬が競走に出走して入賞したときは、次のとおり調教師賞金を支給する。

1 着…4,000 円      2 着…3,000 円      3 着…2,000 円

(2) 調教師手当

調教師の管理する馬が競走に出走したとき、1 頭につき 6,500 円を調教師に支給する。

(ゲートを出ない限り支給しない)

(3) 調教師補佐手当

調教師補佐の補助管理する馬が競走に出走したとき、1 頭につき 6,500 円(1 開催 10 頭までとする)を支給する。

(4) 強化育成奨励金

1,800m以上の距離の競走に出走した岐阜県所属馬の調教師には 1 頭につき 5,000 円を強化育成奨励金として支給する。

(5) 抽選休場手当

出走制限(出走投票後)のため抽選休場を決定された場合、1 頭につき 1,000 円を調教師及び調教師補佐に支給する。ただし、愛知県所属馬は除く。

(6) 調教師、調教師補佐の賞金及び手当の支給制限

調教師、調教師補佐が戒告以上の処分を受けたときは、調教師賞金、調教師手当、調教師補

佐手当、強化育成奨励金及び抽選休場手当を支給しない。また、中央競馬及び地方競馬の主催者において賞典停止を受けたときは、その停止期間中は支給しない。

(7) 調教師業務の委任

調教師が競馬場において業務に従事できないときは、その業務を他の調教師、又は所属する調教師補佐に委任しなければならない。ただし、中央競馬会の調教助手は裁決委員の許可を受けた者に限る。(委任された調教師及び調教師補佐には上記手当を支給しない。)

(8) その他

上記のほか詳細については、別表(3)に定める賞金・諸手当支給要領による。

### 3. 騎手に関するもの

(1) 騎手賞金

騎手が競走に騎乗して入賞したときは、次のとおり騎手賞金を支給する。

1着…4,000円      2着…3,000円      3着…2,000円

(2) 騎手手当

騎手が競走に騎乗したとき、1頭につき6,500円を支給する。

(3) 抽選休場手当

出走制限(出走投票後)のため抽選休場を決定された場合、1頭につき1,000円を支給する。ただし、出走制限のため抽選休場を決定された愛知県所属馬騎乗の騎手には支給しない。

(4) 調整ルーム手当

笠松競馬場所属騎手(期間限定騎乗含む)の調整ルーム入室者で当日騎乗予定騎手及び騎乗変更可能騎手に対し、笠松競馬開催日1日につき5,800円を支給する。

(5) 賞金及び手当の支給制限

騎手が騎乗停止処分を受けたときは、当該競走については騎手賞金及び騎手手当を支給しない。また、中央競馬及び地方競馬の主催者において賞典停止を受けたときは、その停止期間中は支給しない。

(6) その他

上記のほか詳細については、別表(3)に定める賞金・諸手当支給要領による。

### 4. きゅう務員に関するもの

(1) きゅう務員賞金

管理者が認定したきゅう務員(以下「きゅう務員」という。)の飼養管理補助(以下「飼養」という。)する馬が競走に出走して入賞したときは、次のとおりきゅう務員賞金を支給する。

1着…4,000円      2着…3,000円      3着…2,000円

(2) きゅう務員手当

きゅう務員が飼養する馬が競走に出走したとき、1頭につき6,500円を支給する。

ただし、原則1開催6頭以内とし、同一開催時に於いて編成が2回ある場合は、前半・後半で各6頭以内とする。

(3) 抽選休場手当

出走制限(出走投票後)のため抽選休場を決定された場合、1頭につき1,000円を支給する。ただし、愛知県所属馬は除く。

(4) 賞金及び手当の支給制限

きゅう務員が戒告以上の処分を受けたときは、きゅう務員賞金及びきゅう務員手当を支給しない。

い。また、中央競馬及び地方競馬の主催者において賞典停止処分を受けたときは、その停止期間中は支給しない。

(5) その他

上記のほか詳細については、別表（3）に定める賞金・諸手当支給要領による。

また、副きゅう務員（J R A及び他地区を含む）には手当等支給しない。

## 5. その他

(1) 賞金及び手当等の返還について

着順確定後に薬物の投与、不正協定、全能力不発揮等の事実が判明して失格となった場合、当該馬に係る賞金等を既に受領している馬主、調教師、調教師補佐、騎手及びきゅう務員は管理者が指定する期日までに、当該受領したすべての賞金等を返還しなければならない。

(2) 賞金及び手当等の追加交付について

確定後の失格に伴い着順変更があった競走における当該失格馬以外の馬に係る馬主、調教師、調教師補佐、騎手及びきゅう務員に対する当該競走の賞金等の取扱いは、次のとおりとする。

ア 賞金等の交付の額

(ア) 着順が変更された後に賞金等を交付する場合においては、変更後の着順に基づく賞金等を交付する。

(イ) 着順が変更される前に、既に確定した着順に基づいて賞金等を交付している場合においては、既に交付した額と着順変更に基づいて交付するべき額との差額を交付する。

(ウ) 当該競走において制裁処分があり、競馬番組の定めるところにより、当該競走に係る賞金等を受ける資格がない者に対しては交付しない。

イ 賞金等の交付時期

着順が変更された日から1年以内とする。

(3) レコード賞

従前の最優秀タイムを更新した1着馬の馬主には10,000円、調教師、調教師補佐、騎手及びきゅう務員には各5,000円をレコード賞として支給する。ただし、当該競走において戒告以上の処分を受けたときは支給しない。

(4) 同着の場合の賞金等

ア 同着の場合における馬主、調教師、調教師補佐、騎手及びきゅう務員の賞金等は、同着となった馬の頭数に相当する着順までの賞金等の総額を同着頭数に等分して支給する。

イ 同着の場合において賞金等を分割することができないときは、抽選によって交付する。

(5) S P競走及びJ R A条件交流競走の賞金等の支給については、別途実施要領で定める。

(6) 消費税の取扱い

賞金・奨励金及び手当は内税とする。

(7) その他

ア 年度途中においても支給基準を変更することがある。

イ そのほか定めのないものの取扱いは、その都度岐阜県が決定する。



一般競走

※160方式（単位：千円）

階 級	区 分	1着	2着	3着	4着	5着	総額
	比 率	100	30	15	10	5	160
A 級	オープン	1,500	450	225	150	75	2,400
	特別（2組）	700	210	105	70	35	1,120
	特別（3組）	550	165	83	55	28	881
	特 選	440	132	66	44	22	704
	一 般	370	111	56	37	19	593
B 級	オープン	1,000	300	150	100	50	1,600
	特 別	520	156	78	52	26	832
	特 選	400	120	60	40	20	640
	一 般	300	90	45	30	15	480
C 級	特別（イ）	400	120	60	40	20	640
	特選（イ）	320	96	48	32	16	512
	特別（ロ）	350	105	53	35	18	561
	特選（ロ）	300	90	45	30	15	480
	一 般	270	81	41	27	14	433
3 歳	オープン	1,000	300	150	100	50	1,600
	特 別	580	174	87	58	29	928
	特 選	450	135	68	45	23	721
	一 般	320	96	48	32	16	512
2 歳	特 別	700	210	105	70	35	1,120
	特 選	500	150	75	50	25	800
	一 般	450	135	68	45	23	721
	新馬戦	1,500	450	225	150	75	2,400

## J R A 認定・条件交流競走

階 級	区 分	1着	2着	3着	4着	5着	総額
	比 率	100	30	15	10	5	160
2 歳	J R A 認定競走	2,500	750	375	250	125	4,000
条件交流	J R A 1勝クラス	600	180	90	60	30	960
	J R A 3歳未勝利	500	150	75	50	25	800

SP・P	競走名	1着 (100)	2着 (30)	3着 (15)	4着 (10)	5着 (5)	総額 (160)	着外手当 1頭当たり	副賞
SPI (8R)	[地方全国交流競走] 第30回 オグリキャップ記念	12,000	3,600	1,800	1,200	600	19,200	50	地方競馬全国協合理事長賞 全国公営競馬主催者協議会会長賞 (一社)日本地方競馬馬主振興協会会長賞 東海地方公営競馬協議会会長賞 (一社)岐阜県馬主会会長賞 管理者賞
	[地方全国交流競走] 第17回 笠松グランプリ	10,000	3,000	1,500	1,000	500	16,000	50	全国公営競馬主催者協議会会長賞 (一社)日本地方競馬馬主振興協会会長賞 (一社)岐阜県馬主会会長賞
	第50回 東海ゴールドカップ	7,000	2,100	1,050	700	350	11,200	30	岐阜県知事賞 (一社)日本地方競馬馬主振興協会会長賞
	[地方全国交流競走] 中日新聞杯 第50回 くろゆり賞	5,000	1,500	750	500	250	8,000	50	中日新聞社賞 東海地方公営競馬協議会会長賞 (一社)岐阜県馬主会会長賞
	[北陸・東海・近畿交流競走] 日刊スポーツ杯 第4回 ぎふ清流カップ	5,000	1,500	750	500	250	8,000	30	日刊スポーツ新聞社賞 (一社)岐阜県馬主会会長賞
	中日スポーツ杯 第45回 岐阜金賞	5,000	1,500	750	500	250	8,000	30	中日スポーツ総局長賞 (一社)日本地方競馬馬主振興協会会長賞 管理者賞・生産者賞
	[地方全国交流競走] スポーツニッポン杯 第8回 ラブミーチャン記念	5,000	1,500	750	500	250	8,000	40	スポーツニッポン新聞社賞 全国公営競馬主催者協議会会長賞 (日本軽種馬協会賞 馬主1着) 管理者賞
	中日スポーツ杯 第25回 ライデンリーダー記念	5,000	1,500	750	500	250	8,000	30	中日スポーツ総局長賞 (一社)岐阜県馬主会会長賞
SPII (3R)	第50回くろゆり賞トライアル競走 スポーツニッポン杯 第43回 サマーカップ	4,000	1,200	600	400	200	6,400	30	スポーツニッポン新聞社賞
	第62回東海菊花賞トライアル競走 [北陸・東海・近畿交流競走] スポーツニッポン杯 第48回 オータムカップ	4,000	1,200	600	400	200	6,400	30	スポーツニッポン新聞社賞 全国公営競馬主催者協議会会長賞 東海地方公営競馬協議会会長賞
	第4回ぎふ清流カップトライアル競走 中京スポーツ杯 第47回 新緑賞	2,500	750	375	250	125	4,000		中京スポーツ新聞社賞
SPIII (6R)	(JRAスプリングステークスステップ競走ブロック代表馬選定競走) [北陸・東海・近畿交流] 道新スポーツ賞 第3回 飛山濃水杯	3,000	900	450	300	150	4,800	30	道新スポーツ新聞社賞
	[北陸・東海・近畿交流競走] 中京スポーツ杯 第27回 白銀争覇	3,000	900	450	300	150	4,800	30	中京スポーツ新聞社賞 管理者賞
	第31回オグリキャップ記念トライアル競走 サンケイスポーツ杯 第43回 マーチカップ	3,000	900	450	300	150	4,800	30	サンケイスポーツ新聞社賞
	デイリースポーツ杯 第39回 ウィンター争覇	2,500	750	375	250	125	4,000	30	デイリースポーツ新聞社賞
	[北陸・東海・近畿交流競走] スポーツ報知杯 第46回 ゴールドジュニア	2,500	750	375	250	125	4,000	30	スポーツ報知新聞社賞 東海農政局長賞 管理者賞
	(JRA 秋華賞ステップ競走ブロック代表馬選定競走) [北陸・東海・近畿交流競走] 日刊スポーツ杯 第45回 クイーンカップ	2,500	750	375	250	125	4,000	30	日刊スポーツ新聞社賞
P (3R)	中京スポーツ杯 第46回 秋風ジュニア	2,500	750	375	250	125	4,000		中京スポーツ新聞社賞
	日刊スポーツ杯 第49回 ジュニアクラウン	2,500	750	375	250	125	4,000		日刊スポーツ新聞社賞 新冠町長賞
	岐阜県知事杯 第8回 ジュニアキング	2,500	750	375	250	125	4,000		岐阜県知事賞

※ 網掛けの競走は、競馬開催自粛により実施を取り止めた競走

区分		馬主			調教師		補佐		騎手			きゅう務員		備考			
		当該競走の3着賞金	当該競走の5着賞金	出走手当	抽選休場手当	馬輸送手当	調教師賞金	調教師手当	抽選休場手当	調教師補佐手当	抽選休場手当	騎手賞金	騎手手当		抽選休場手当	きゅう務員賞金	きゅう務員手当
競走の取止め・不成立	出走投票の結果競走不成立			○			○		○					○		・出走馬が5頭未満	
	出走投票の結果競走取止め				※1			○		○			○				
	出走馬確定以後1R出走馬輸送開始前（天変地異等）				※2			○		○			○				
	1R出走馬輸送開始前から下見所間（天変地異等）		○	○		○		○						○		・出走馬が3頭未満	
	馬場・発走合図間		○	○		○		○					○				
	発走合図後	○		○		○		○				○	○				
抽選休場	出走投票の結果による出走制限			○				○		○					○	・愛知県所属馬に岐阜県の騎手が投票され抽選休場となった場合は抽選休場手当を支給しない	
出走取消	疾病による																
競走除外	馬体検査時	他の影響による遅刻		○		○									○		
		疾病の発見					○								○		
		輸送中の事故					○										
	前売競走	装鞍所引付け前の事故・疾病					○										・馬輸送車使用
		公正保持		○	○		○		○				○		○		・馬輸送車使用
	装鞍下見馬場	他の影響による事故			○		○		○						○		・騎乗前は騎手に支給しない
		騎手の事故			○		○								○		
		馬の疾病の発生					○						○		○		
		落馬・逸走					○						○		○		
	発走	カンバイ・暴走			○		○		○				○		○		
調教不良						○						○		○			
他の影響による事故				○		○		○				○		○			
競走中止	騎手の落馬			○		○		○				○		○			
	馬の転倒			○		○		○				○		○			
	馬の発病・事故			○		○		○				○		○			
失格（降着）	全能力不発揮																
	進路妨害			○		○								○			
	騎手の検量差過大			○		○								○			
	負担重量の不足			○		○								○			
	馬装不備			○		○						○		○			
調教不良					○												
制裁	馬主	戒告以上の処分					○	○		○		○	○	○	○	・調教師及び、調教師補佐の戒告の場合は、当該競走の当該馬のみ支払わない	
	調教師	戒告以上の処分			○					○		○	○	○	○		
	調教師補佐	戒告以上の処分			○		○	○				○	○	○	○		
	騎手	騎乗停止以上の処分			○		○	○		○				○	○	・戒告賞典停止を受けた場合は、当該競走の当該馬並びに当該競走の次競走及びその期間内は支給しない	
	きゅう務員	戒告以上の処分			○		○	○		○				○	○		
出走馬	出走停止処分			○		○					○	○	○	○			

※1※2 賞金等支給基準 1. 馬主に関するもの (5) 抽選休場手当 P25 参照

この表に定めてあるものについても状況により協議して変更することもある。

この表に定めのないものについては、その都度岐阜県が決定する。

# 令和3年度東海地区競馬開催日程

名古屋競馬 27 開催 113 日

笠松競馬 14 開催 58 日

月	開催	主催	日																															日数	
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
4	開催	名古屋 笠松	日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金		8
			名古屋																																
5	開催	名古屋 笠松	日	土	日	祝月	祝火	祝水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	8
			名古屋																																
6	開催	名古屋 笠松	日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		10
			名古屋																																
7	開催	名古屋 笠松	日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	祝木	祝金	土	日	月	火	水	木	金	土	10
			名古屋																																
8	開催	名古屋 笠松	日	日	月	火	水	木	金	土	日	休月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	9
			名古屋																																
9	開催	名古屋 笠松	日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	祝月	祝火	祝水	祝木	金	土	日	月	火	水	木		10
			名古屋																																
10	開催	名古屋 笠松	日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	9
			名古屋																																
11	開催	名古屋 笠松	日	月	火	祝水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	祝火	水	木	金	土	日	月	火		10
			名古屋																																
12	開催	名古屋 笠松	日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	11
			名古屋																																
1	開催	名古屋 笠松	日	祝土	日	月	火	水	木	金	土	日	祝月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	11
			名古屋																																
2	開催	名古屋 笠松	日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	祝金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	祝水	木	金	土	日	月			10	
			名古屋																																
3	開催	名古屋 笠松	日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	祝月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	7
			名古屋																																